

関税法基本通達

第 8 章 不服申立て

（「税関長の処分」の範囲）

89—1 法第 89 条第 1 項に規定する「税関長の処分」には、次の行為が含まれるので留意する。ただし行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 7 条第 1 項第 7 号の規定により、法第 11 章の規定に係る処分は含まれないので、留意する。

- (1) 税関長が税関の名においてする処分
- (2) 収容及び留置
- (3) 法第 118 条第 5 項本文及び法第 134 条第 4 項ないし第 6 項の規定により徴収する関税の賦課若しくは徴収又は滞納処分
- (4) 法第 69 条の 2 第 3 項及び法第 69 条の 11 第 3 項の規定による通知

（再調査の請求の手續）

89—2 再調査の請求は、「再調査の請求書」（C—7000）により行わせるものとする。ただし、行政不服審査法第 61 条において準用する同法第 19 条に規定する事項が記載されている書面によるときは、適宜の様式で差し支えない。

再調査の請求に係る処分が税関支署長又はその属する税関支署の税関職員によってなされた場合における当該処分についての再調査の請求は当該税関支署を所轄する税関長に対して行われるものであるが、その処分についての再調査の請求書が当該税関支署長に提出された場合においては、その提出の時において当該税関長に提出されたものとみなされるので、留意する。

（再調査の請求書が提出された場合の取扱い）

89—3 再調査の請求に係る処分をした税関長に再調査の請求書が提出された場合には、事案の内容を記載した文書に再調査の請求書写し及び参考となる書類（前記 89—1—(4)による再調査の請求の対象となった物品の写真等）を添付して、速やかに本省あて報告するものとする。

（再調査の請求が一括して行われた場合の取扱い）

89—4 法第 89 条の規定による再調査の請求と、国税通則法第 75 条第 1 項第 1 号イ及び地方税法第 72 条の 108 の規定による再調査の請求とが同一課税物件に係るものであって、これらの再調査の請求が一括して行われたときは、これを認めることとして差し支えない。この場合においては、再調査の請求に係る審理手続を一括して行い、行政不服審査法第 58 条及び第 59 条並びに国税通則法第 83 条の規定による決定を一括して行うことができるものとし、当該決定書に関税及び内国消費税等の賦課若しくは徴収又は滞納処分についての決定である旨を併記する。

(不服申立て等についての教示)

89—5 行政不服審査法第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 46 条第 1 項に規定する教示については、次による。

- (1) 税関長又は税関職員が行う処分が法令に基づく申請に係るものである場合において、当該処分の内容が申請どおりのものであるときは教示を行わないこととし、当該処分の内容が申請どおりのものでないとき(申請どおりの内容のほかに付款を付した場合を含む。ただし、当該処分に係る法令に既に規定されている事項を注意的に付記する場合を除く。)は教示を行う。
- (2) 税関長又は税関職員が行う処分が法令に基づく申請に係るものである場合において、当該処分の内容がその相手方にいかなる不利益あるいは負担を課すことにならないものであるときは教示は行わないこととし、当該処分の内容がその相手方に不利益あるいは負担を課すことになるものであるときは教示を行う。
- (3) 当該教示については、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれに掲げる書面を当該処分に係る通知書に添付することにより行うものとする。
 - イ 関税の確定若しくは徴収に関する処分 「不服申立て等について」(C—7007)
 - ロ 法第 69 条の 2 第 3 項及び法第 69 条の 11 第 3 項の規定による通知 「不服申立て等について」(C—7008)
 - ハ その他の当該教示を行うべき処分「不服申立て等について」(C—7009)

(申出のあった場合の教示)

89—6 行政不服審査法第 82 条第 2 項に規定する教示は、次による。

- (1) 当該教示を求めた者が、当該処分の相手方である場合又は当該処分について利害関係があることを疎明した場合に行うこととする。
- (2) 当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。
 - イ 処分について不服申立てをすることができる場合

不服申立てについて

(年号) 年 月 日付第〇〇号をもってした処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、〇〇税関長に対して再調査の請求又は財務大臣(内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長(提出先 〇〇国税不服審判所首席国税審判官(注)))に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後はすることができません。

ロ 当該処分について不服申立てができない場合

不服申立てについて

(年号) 年 月 日付第〇〇号をもってした処分については、不服申立てをすることができません。

- (3) 上記(2)イ注の「〇〇国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。

(3月を経過した場合の教示)

89—7 行政不服審査法第 57 条に規定する教示は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書面により行う。

- (1) 前記 89-4 により一括して行われた再調査の請求 「再調査の請求についての決定を経ない審査請求について」(C-7010)
- (2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る再調査の請求 「再調査の請求についての決定を経ない審査請求について」(C-7011)

(再調査の請求について決定する場合の教示)

89—8 前記 89-4 により一括して決定を行う場合を除き、行政不服審査法第 60 条第 2 項及び行政事件訴訟法第 46 条第 1 項に規定する教示は、再調査の請求についての決定の内容が、当該再調査の請求を却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該再調査の請求に係る処分を変更したものであるときは行うこととする。

なお、教示を行う場合は、「決定書」(C—7012)の末尾に次の文言を記載する。

- (1) 関税の確定若しくは徴収に関する処分、滞納処分又は法第 69 条の 2 第 3 項若しくは法第 69 条の 11 第 3 項の規定による通知の再調査の請求について決定する場合

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号）に対して審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法である場合に限り審査請求をすることができます。）。ただし、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

1 処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 決定の取消訴訟

- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、再調査の請求の対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

- (2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る再調査の請求について決定する場合

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。ただし、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

1 処分の取消訴訟

- (1) この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求についての裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

- (2) 処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- (3) 処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

2 決定の取消訴訟

- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、再調査の請求の対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

（一括決定する場合の教示の方法）

89—9 前記89—4により一括して決定を行う場合の行政不服審査法第60条第2項、国税通則法第84条第9項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。

- (1) 決定書に記載する教示文言は次による。

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。

1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律（注1）に基づく処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。

2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所首席国税審判官（ ）（注3）に提出して下さい。

「取消しの訴えについて」

1 処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分について

の審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

- (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- (3) 処分、処分の執行又は手続の続行（内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (4) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 決定の取消訴訟

- (1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、再調査の請求の対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。
- (2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- (3) 決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

(2) 上記(1)の注については次による。

イ 注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。（例えば、関税法、消費税法、地方税法）

ロ 注3の「国税不服審判所首席国税審判官（ ）」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（ ）内には、同提出先の所在地を記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。

（再調査の請求についての決定の送達）

89—10 再調査の請求についての決定の送達は、決定書謄本をもって行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、

配達証明付郵便をもって行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。

(再調査の請求についての決定に関する本省への報告)

89—11 再調査の請求についての決定をしたときは、当該再調査の請求に係る事案の内容及び決定の経過を記載した文書に決定書写しその他参考書類を添付して本省に報告するものとする。

なお、この場合においては、当該決定について審査請求がなされるかどうかの見込みを付記するものとする。

(審査請求書の送付)

91—1 審査請求に係る処分をした税関に審査請求書が提出された場合には、直ちに当該審査請求書を本省に送付するものとする。